

商品先物取引についての不招請勧誘禁止撤廃に反対する意見書

内閣府特命担当大臣（金融担当）麻生太郎 殿

金融庁長官 畑中龍太郎 殿

経済産業大臣 茂木敏充 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当） 森まさこ 殿

消費者庁長官 阿南 久 殿

消費者委員会委員長 河上正二 殿

東京投資被害弁護士研究会 代表幹事 弁護士 茨木 茂

事務局長 弁護士 島 幸明
外

2013年（平成25年）8月13日

第1 意見の趣旨

当研究会は、総合取引所制度の下で、商品先物取引に関する不招請勧誘禁止を撤廃することについては、強く反対する。

第2 意見の理由

1 はじめに

当研究会は2004年4月に東京の3つの弁護士会において、消費者事件・投資被害の解決に取り組む弁護士間の申し合わせによって設立された弁護士によって構成される任意団体であり、現在の構成員は、別紙のとおりである。当研究会は、「商品先物・証券・オプション・ロコ・ロンドン・未公開株・投資事業組合等の金融商品被害一般の理論・実務に関する研修、制度改正に関する意見提言、事件受任と配点等」を設立目的としており、構成メンバーの多くは、消費者委員会や消費者相談窓口担当者を兼ねている。

以下、被害救済実務を実際に取り扱う弁護士として、意見を述べる。

2 商品先物取引における不招請勧誘の禁止

平成23年1月に施行された商品先物取引法第214条9号は、「商品取引契約（当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること（委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く。）」を禁止している。

3 国会における不招請勧誘禁止の撤廃に関する議論

(1) 平成25年6月19日、衆議院経済産業委員会において、証券・金融・商品を一括的に取り扱う総合取引所での円滑な運営のための法整備に関する議論の中で、「商品先物業者の負担を避けるために、不招請勧誘禁止を撤廃すべきではないか」との委員の質問に対し、金融担当副大臣が、「商品先物取引について不招請勧誘禁止を解除する方向で推進していく」との答弁を行った。

(2) この答弁は、総合取引所において商品先物業者に対しても監督権限を有する金融庁が、商品先物取引の法規制について、不招請勧誘禁止を撤廃することを検討していることを示すものであるが、この答弁は、平成24年2月から6月までに開催された産業構造審議会商品先物取引分科会での取りまとめに反するものであり、見過ごすことのできないものである。

4 平成24年の産業構造審議会商品先物取引分科会において、不招請勧誘規制が維持されるに至った経緯

(1) 平成24年2月から6月にかけて開催された産業構造審議会商品先物取引分科会の中では、総合取引所の下での法整備が議論されたが、商品先物業界関係の多くの委員から、「商品先物取引については、不招請勧誘規制を見直すべきである。」との意見が出された。

これらの委員の意見の根拠は、

- ① 平成23年1月より導入された不招請勧誘の禁止が、現在の国内商品先物取引の低迷の大きな要因となっている。国内商品先物取引に関する苦情件数の減少が現在も続いているのであるから、不招請勧誘規制を見直すべきである、

- ② 店頭取引でそもそも価格形成がどうなっているかわからないものについては不招請勧誘の禁止は必要だが、透明・公正な取引所取引については、不招請勧誘禁止は不要である、
- ③ 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所において、証券・金融デリバティブ取引の取引所取引については不招請勧誘が禁止されていない一方で、商品デリバティブだけが取引所取引について不招請勧誘禁止されているのはバランスを欠く、
というものであった。

(2) これに対しては、日本弁護士連合会が、2012年4月11日付けで「商品先物取引について不招請勧誘規制の維持を求める意見書」を提出しているところ、その中では、

第1に、この不招請勧誘規制の導入は、これまでの悪質かつ深刻な商品先物取引被害の状況に鑑み、被害件数自体が減少しているとはいっても、相当数の悪質な被害がなお存在する限り、不招請勧誘規制を行ってその被害の撲滅を図る必要があるという趣旨の下に行われたものであり、商品先物取引に関する苦情件数が減少していることは、直ちに、商品先物取引についての不招請勧誘規制を見直す根拠とはならないこと、

第2に、国内商品先物取引に不招請勧誘規制が導入されるに至ったのは、商品先物取引業者の悪質な営業行為により深刻かつ悲惨な被害が生じていたからであり、取引所取引の透明・公正性とは別の観点である商品先物取引業者の営業姿勢の問題によるものであることから、取引所取引が透明・公正であるから国内商品先物取引については不招請勧誘規制が不要であるとの意見も、これまでの日本の国内商品先物取引の実情を踏まえると、到底受け入れることができないこと、

第3に、取引所取引に関する証券・金融デリバティブと商品デリバティブとのバランス論についても、これまでの国内商品先物取引における悪質かつ深刻な被害の実情に鑑みれば、このような商品先物取引業者の悪質な営業行為がなくなったといえる状況が確認されない限り、到底受け入れられるものではない。

第4に、外国為替証拠金取引においては、不招請勧誘が禁止された以降に、取引高が増大しているわけであり、不招請勧誘規制の存在が市場の活性化を阻害するとは言えないのであるから、不招請勧誘規制の存在が商品市場の活性化を阻害しているとは考えられないこと、

第5に、当連合会が調査したところでは、不招請勧誘規制が導入された平成23年1月以降も、不招請勧誘規制を潜脱して専門知識のない一般消費者を取引に引きずり込んで損害を被らせた事例が何件も判明しているものであり、かつてより被害件数が減少しているからと言って、商品先物取引業者が未だに従来と同様の手法・姿勢で営業を行っていると考えられること、

などの理由から、商品先物取引について不招請勧誘規制の維持を求めており、その意見は極めて妥当である。

(3) そしてその結果、産業構造審議会商品先物取引分科会の平成24年8月21日付けの報告書では、

「商品先物取引に係る苦情等の件数は着実に減少しており、不招請勧誘の禁止を含めた勧誘規制に関する累次の法律改正や関係者の法令遵守の取り組みが一定の効果을あげていると考えられる。

不招請勧誘の禁止の規定は施行後1年半しか経っておらず、これまでの相談・被害件数の減少と不招請勧誘の禁止措置との関係を十分に見極めることは難しいため、引き続き相談・被害の実情を見守りつつできる限りの効果分析を試みていくべきである。

その上で、将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である。

なお、不招請勧誘の禁止についてはその導入時に、施行後1年以内を目途に規制の効果及び被害の実態等を踏まえ必要に応じて政令指定の対象を見直し、一般個人を相手方とする取引全てに拡大する旨の附帯決議が衆参両院でなされたところであるが、現時点においては、こうした拡大が必要な状況にないと考えられ、引き続き、規制の効果と被害の実態を検証していくべきである。」

という形での取りまとめがなされ、商品先物取引に関する不招請勧誘規制を維持することが確認された。

5 商品先物取引の不招請勧誘禁止は絶対に維持すべきであること

総合取引所の下での商品先物取引の不招請勧誘規制の問題は平成24年の産業構造審議会商品先物取引分科会において、各界の識者がさまざまな角度で

議論をし、その結果、上記報告書のような取りまとめとなったわけであり、それからわずか1年後の現時点においてこれを変更しなければならない事情は何も生じていない。

この点商品先物取引については、その市場規模縮小と事業者数減少に伴い、苦情件数の絶対数は以前よりは相対的に減少しているものの、勧誘態様の悪質さには何ら変わらない。例えば、金の現物を購入しようとして連絡してきた顧客に金の商品先物取引を行わせたり、不招請勧誘禁止の例外とされるいわゆる「スマートC X」の取引を勧誘した後に（一般の）商品先物取引を行わせたりするなど、被害事案の悪質さは何ら異なるところがない。

しかるに、苦情件数の減少が続いているから、不招請勧誘規制を見直すべきであるというのは正に本末転倒であり、これまで脈々と続いてきた商品先物取引の被害実態を顧みないものというほかない。

以上のとおりであるから、当研究会としては、総合取引所の下でも商品先物取引の不招請勧誘禁止は、消費者保護の観点から絶対に維持すべきものであり、その禁止撤廃には強く反対する。

以 上